

「ビフェナゼート」、「プロパモカルブ塩酸塩」及び「シフルメトフェン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成17年10月3日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「ビフェナゼート」及び「シフルメトフェン」について、また平成17年10月5日付けで同旨連絡のあった「プロパモカルブ塩酸塩」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

(1) ビフェナゼート

本薬は、殺ダニ剤であり、平成17年10月現在、かんきつ、りんごなどに登録があり、残留基準が設定されている。今回新たに小粒核果類、さといも、やまいも等への適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は審査中であり、国際基準も審査中であるが、米国、オーストラリア等において登録されている。

(2) プロパモカルブ塩酸塩

本薬は、殺菌剤であり、今回新規にはくさい、たまねぎへの適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、許容一日摂取量（ADI）として0.1mg/kgとされており、国際基準はキャベツ、きゅうり、レタスなどに設定されているが、はくさい、たまねぎには設定されていない。また、米国、カナダ等において登録されている。

(3) シフルメトフェン

本薬は、殺虫剤であり、今回新規になす、すいか、茶等への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国においても登録はなされていない。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ビフェナゼート」、「プロパモカルブ塩酸塩」及び「シフルメトフェン」の食品中の残留基準設定について検討する。